

当院は厚生労働省に定める基準に基づいて診療を行っている

《保険医療機関》です

2026.6

◆ 施設基準の届け出

- ・小児科外来診療料
- ・外来感染対策向上加算
- ・抗菌薬適正使用体制加算
- ・電子的診療情報連携加算

◆ 指定医療等

- ・保険医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・第二種協定指定医療機関

✓ 外来感染対策向上加算

当院では院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めます。

✓ 小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、抗菌薬の適正使用に関する患者・家族の理解向上に資する診療を評価する『小児抗菌薬適正使用支援加算 80点』を算定しています。

急性気道感染症や急性下痢症の場合に診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められず抗菌薬を使用しない場合に6歳未満の患者さんの初診に限り算定致します。

✓ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、マイナ保険証の利用を促進し、オンライン資格確認等のシステムを通じて患者様の薬剤情報や診療情報を実際の診療に活用する体制を有しております。

✓ 一般名処方加算 1・2

当院で処方する院外処方せんは「一般名処方」に変更致します。薬の名前は「商品名」と「一般名」があります。「商品名」は製薬会社が薬を販売するためにつけた名前です。製薬会社によって異なります。一方「一般名」は薬の有効成分の名前のことです。一般名処方では薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名前のみを表示する「一般名」で先発医薬品か後発医薬品(ジェネリック医薬品)を調剤薬局にて選択することができ、薬の選択の幅が広がります。

✓ 夜間加算・休日加算

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間加算が適用されます。日曜日に診療を行った場合は、休日加算が適用されます。

✓ 外来・在宅物価対応料

医療機関における光熱費や医療材料費など高騰に対応するため新設された加算になります。当院においても『物価対応料 1(外来・在宅物価対応料)』を算定しております。

✓ 外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、医療従事者の賃金改善(ベースアップ)を目的として、厚生労働大臣が定める基準に基づいて『外来・在宅ベースアップ評価料(1)』を算定しております。

医療法人社団 碧桐会

シティタワーわらびキッズクリニック